

本庄市国民健康保険運営協議会委員 公募要領

本庄市国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法第11条の規定により設置され、保険給付や保険税、保健事業などの市の国民健康保険事業の運営に関する重要事項について審議するための機関で、被保険者を代表する委員、保険医又は薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員、被用者保険等保険者を代表する委員で構成されております。このたび、国民健康保険事業の運営に関し、市民の参画の機会を増やすため、被保険者を代表する委員について、下記要領に基づき募集を行います。

応募資格	次の条件を全て満たすこと (1) 本庄市国民健康保険の被保険者のうち、4月1日時点で18歳以上で任期中に75歳に達しないこと (2) 平日の日中に開催する協議会に出席できること ※既に他の審議会等3機関の委員に委嘱されている方は応募できません。
募集人数	1人
任 期	令和8年1月10日～令和11年1月9日（3年間）
報 酬	「本庄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき、協議会の出席1日につき、6,200円を支給します。
開催回数	年3～5回程度
応募用紙	別紙「本庄市国民健康保険運営協議会委員 応募用紙」 ※応募用紙は保険課（市役所1階）、支所市民福祉課（アスピアこだま1階）で配布、または市ホームページからダウンロードできます。
応募方法	応募用紙に必要事項を記入の上、「国民健康保険運営協議会委員への応募理由」を800字以内にまとめ、下記のいずれかの方法で保険課まで提出してください。 ①直接持参する場合 本庄市役所保険課国保係（市役所1階） ②郵送で提出する場合 〒367-8501 本庄市本庄3-5-3 本庄市役所 保険課国保係 宛 ③電子メールで提出する場合 電子メールアドレス hoken@city.honjo.lg.jp
応募締切	令和7年12月19日（金）午後5時まで ※保険課国保係に必着
選考方法	応募内容をもとに書類審査により選考します。
選考結果	選考結果は、応募者に通知します。 選考の結果については、令和8年1月上旬までに発送する予定です。

○応募や協議会についてのお問い合わせ先

本庄市保健部保険課国保係 電話：0495-25-1116（直通）